



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 5 6 号 令和 6 年 1 0 月 1 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【条例】

番 号	表 題	担当課名
4 8 ※	徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例	政策企画課
4 9 ※	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	市町村課
5 0 ※	徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	環境管理課
5 1 ※	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
5 2 ※	徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	港湾政策課

【規則】

番 号	表 題	担当課名
5 9 ※	住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	市町村課
6 0 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	情報政策課
6 1 ※	徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則	環境管理課
6 2 ※	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

- 一 徳島県総合計画審議会の委員の定数を二十人以内とすることとした。
- 二 この条例は、令和六年十一月二十五日から施行することとした。

● 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四十九号）

- 一 次に掲げる条例について、生活保護法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 住民基本台帳法施行条例

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

- 一 公害審査委員候補者の委嘱期間は、三年とすることとした。
- 二 この条例は、令和七年二月一日から施行することとした。

● 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

- 一 建築基準法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

- 1 国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 2 国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 3 国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- 4 国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査

- 5 国の機関の長等による建築設備の工事の完了の通知に伴う検査

- 6 国の機関の長等による工作物の工事の完了の通知に伴う検査

- 7 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査

- 8 国等の建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

- 二 地域再生法の規定により読み替えて適用する建築基準法の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

- 三 地域再生法の規定が適用される場合における建築基準法の規定に基づく建築物の建築等の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

- 四 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 五 その他所要の整理を行うこととした。

- 六 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については地域再生法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、四については地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

● **徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）**

一 港湾施設が所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合には、当該港湾施設の占用又は使用の許可を受けている者は、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならないこととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日以後に市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合について適用することとした。

● **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十九号）**

一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六十号）**

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）**

一 徳島県公害紛争処理条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年二月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）**

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 国の機関の長等による建築物等の計画の通知に伴う建築基準関係規定適合審査手数料

2 国の機関の長等による建築物等の工事の完了の通知に伴う検査手数料

3 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査手数料

4 検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料

5 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の5については、公布の日から施行することとした。

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十八号

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「四十四人」を「二十人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十一月二十五日から施行する。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十九号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

- 一 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）別表第一の十二の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）別表第一の一の項及び別表第二の一の項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第五十号

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（公害審査委員候補者の委嘱期間）

第二条 法第十八条第一項の条例で定める期間は、三年とする。

別表中「（第四条関係）」を「（第五条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和七年二月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十一号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表の五十四の項中「第四十八条第十六項第一号」の下に「又は地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十第二項」を加え、「には」を「にあつては」に、「同項第二号」を「建築基準法第四十八条第十六項第二号」に改め、同表の六十の項の次に次のように加える。

六十の二 地域再生法第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十

五条第四項第二号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請
に対する審査

二万七千円

第二条 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十九の項中「第六条第一項」の下に「（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する」に、「又は模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同表中四十の項を削り、三十九の三の項を四十の項とし、同表の四十八の項中「第二号」の下に「これらの規定を」を加え、同表の四十八の二の項を次のように改める。

四十八の二 建築基準法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定
に適合するかどうかの審査

次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合に
あつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）

イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の

別表第一の四十八の二の項の次に次のように加える。

四十八の三 建築基準法第十八条第五項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）

四十八の四 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の五 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の六 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（同条第二十九項又は第三十二項の規定による検査（四十八の九の項において「特定工程工事終了検査」という。）を受けた建築物に係るものを除く。）

四十八の七 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二十項の規定に基

模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

三十九の二の項下欄イ又はロにより算定した額（同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物（建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき同イ又はロにより算定した額の合計額）

1 建築設備を設置する場合（2に掲げる場合を除く。）
一基につき九千円（小荷物専用昇降機については、四千円）

2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一基につき五千円（小荷物専用昇降機については、三千円）

1 工作物を築造する場合（2に掲げる場合を除く。）
八千円

2 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 四千円
四十三の項下欄により算定した額

一万三千円（小荷物専用昇降機については、八千円）

づく国の機関の長等による建築設備の工事の完了の通知に伴う検査	
四十八の八 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の工事の完了の通知に伴う検査	九千円
四十八の九 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（特定工程工事終了検査を受けた建築物に係るものに限る。）	四十六の項下欄により算定した額
四十八の十 建築基準法第十八条第二十八項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査	四十七の項下欄により算定した額
四十八の十一 建築基準法第十八条第三十八項第一号又は第二号（これらの規定を同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	十二万円

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第一の五十四の項の改正規定及び同表の六十の項の次に次のように加える改正規定（令和六年法律第七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 二 第一条中別表第一の四十八の二の項の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
- 2 第二条の規定による改正後の別表第一の四十八の二の項及び四十八の四の項から四十八の十一の項までの規定は、この条例の施行の日以後にされるこれらの規定に規定する通知又は申請に係る審査又は検査について適用する。

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十二号

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

別表第二の二の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して市町村交付金を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、令和八年四月一日以後に市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合について適用する。

徳島県規則第五十九号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第六十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号及び第十八条第一号口中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第六十一号

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第三条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第五項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

徳島県規則第六十二号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十八号の二を次のように改める。

三百八十八の二 国の機関の長等による建築物等の計画の通知に伴う建築基準関係規定

適合審査手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十八号の二の次に次の四号を加える。

三百八十八の三 国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う構造計算適合性判定

手数料

三百八十八の四 国の機関の長等による建築物等の工事の完了の通知に伴う検査手数料

三百八十八の五 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴

う検査手数料

三百八十八の六 検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請

手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百の次に次の一号を加える。

四百の二 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。